

「防大人権侵害裁判」は、防衛省の施設機関である

「防衛大学校」の実態を問う全国初の裁判です。

連絡先 Tel 070-5372-9059

Mail hoshitotanpopo88@gmail.com

第13回裁判が5月28日（月）に、第14回裁判が6月14日（木）に、開かれました。

両日とも、たくさんの傍聴人が大法廷を埋めました。

第13回裁判 5月28日（月）13:10～ 福岡地裁（301号）…被告2人（KNとO）の尋問

被告KNは、原告が1年生の時、同じ部屋の4年生でした。被告代理人の尋問に、「他の部屋よりは厳しくない。他の部屋はもっと厳しかった。」「風俗店に行くことを原告が拒んだから、火をつけたわけではない。」などと、答えています。

しかし原告代理人の尋問で、“粗相ポイント”制の犯罪としか言いようのない実態が明らかになっていきました。“粗相ポイント”について、【検察での調書で「体で覚えさせた方が良いから。」】と述べていることを原告代理人が指摘。裁判の中でも、被告の口からポイントの目的は、「おもしろおかしくゲーム感覚で指導の一貫としてやった。あるいは、他と同じだと気が滅入る。次からやらなくなると思った。」と述べました。体毛に火を点けることは今は適切だったと思うかと聞かれ、「怪我をさせたのは悪かった。」と答えたり、「どちらとも言えない。」と答える場面もありました。被告は、「“粗相ポイント”は、昔からあった防大の伝統だが、私が提案しファイアーも提案した。」と述べました。平成25年6月に、“粗相ポイント”を清算するから、風俗に行くようにと、1年生6人に指示をした件について、KNは、「動画を取ってこい、本番をやってこいという指示をした。（指示した他の上級生の名前もあげました。）火をつけたのも消したのも私。」と答えています。風俗を拒むと、ファイヤーとの二者択一だったことを代理人は確認しました。

火傷を負わせ性的に辱める加害行為を、怪我をさせる厳しい体罰よりはましだと人権意識ゼロの答えに唾然としました。傍聴席は、聞くに耐えない被告の答えや“粗相ポイント”の人権侵害の実態に、騒然となりました。被告は保険金詐欺事件を起こして退校処分になっていますが、発覚するまでは下級生を指導していたのです。

被告元学生8人の中でKNだけが、**教官は知っていたと思う**と答えています。裁判官に、あなたがしたこととは一般社会では許されないのではと問われ、「当時は、考えなかった。教官も同じだと思う。教官

は火を点けたことを知っていたと思う。見回りに教官が部屋に来た時、焦げ臭い匂いがしていたから。」と答えています。

被告Oは、心身の健康を害して、2学年で帰療（療養のため帰省）している原告に、LINEから12分にわたって724個の絵文字（不快な）を送り続けました。何のためにやったのか。被告Oはスタンプを送った理由を、「被告Sが遺影のようなものを送ったので、フォローの意味でスタンプを送った。」と答えました。原告代理人が事細かに分析して尋問しましたが、原告が遺影を見て嫌な思いをしないようにしたの一点張りの答えに終始。原告が心身を害して帰療していることを、被告代理人の尋問には、「知らなかった。」と答えましたが、【刑事告訴では、「知っている。」と答えています。】このことも含めて、シラを切っていると感じました。『遺影』を送った後、スタンプを送り付けるまでの30分間に被告Sとどうするか相談したのではという問いに対しても否定。被告Oと原告を除いたメンバーを短時間でLINEから退会させています。原告が自身で退会すれば、証拠を隠滅出来ます。これが真相でしょう。

第14回裁判 6月14日（木）13:30～ 福岡地裁（301号）…被告Uの尋問

被告は、原告が1年生の時同部屋の3年生で、原告が所属していたボクシング部の主将でした。平成25年10月、観閲式予行練習の日の朝起こさなかったという理由で、「口で言っても分からないから、体で覚えてもらう。歯をくいしばれ。」と言って、右頬（唇の右）を殴ったと、原告代理人の尋問に答えています。この件に関しては刑事事件で、平成27年3月に罰金10万円の略式命令に処されている。この事に関連して、略式命令で傷害罪にならなかったのは何故か、診断書がないからならないと代理人に言われていないかと尋問。被告の答えは、分からない、言われていないでした。（防大では、医務室に行くことや外部の病院に行くことは難しい。だから当然、診断書は取りにくい。）【警務隊での調書では、私の拳には、原告の顎の骨の感覚があった。】と答えていますね、と糺してい

ます。朝起こさなかったからと殴るのは、社会では通用しないと言われ、被告は「そう思います。」更にそれを理解できたのはいつかという間に、「原告に告訴されて。」と答えました。<裁判終了後の報告集会で、原告の母は被告の「原告に告訴されて分かった。」を引き出したことだけでも裁判をした意義があったと述べました。>とはいえ、溝は埋まっていません。刑事事件の罰金10万円は殴った暴行についてだけで、その後2ヶ月に及ぶ虐待は含まれていません。また、被告は虐待の時期を、殴ったと言っている10月14日より前だと刑事事件の調書では供述、ところが今回の裁判では14日の後と述べ、このことは原告の主張する11日近くにはなりました。殴打の前か後か、供述が変わったのはなぜか。

8人の元学生の尋問を終えて

第10回裁判から被告元学生の個人尋問が始まり、第14回裁判で被告元学生8名全員の尋問がひとまず終了しました。(第11回裁判は原告本人の尋問でした。)

防大の日常の風景の異常さの一端を知ることができました。『学生間指導』を取り入れて上級生に下級生を指導させるという防大のあり方に問題の元凶があると思いました。上級生の**気分次第**で、指導と称する制裁を加える、この制度に学年が進むにつれおかしいと感じなくなり、今度は制裁を加える側になる、これが正されることなく問題視されることなく何十年も続いて来たことに、恐さを覚えました。

たんぽぽ便りの送料節約のお願い

公判毎にたんぽぽ便りを発行しています。但し裁判の間隔が短い場合は、2回分をまとめて発行しています。勝手ではありますが、送料節約のため、下記の方法での入手をお願いします。

- ・「防衛大人権侵害裁判のページ」をネット検索で閲覧
- ・メールにて受信

※送信・受信のメールアドレスは、次のメールアドレスをお願いします。

Mail tanpoaponokai55@gmail.com ※ここに空メールを送ってくださると、助かります。

※上記の入手が困難な方は郵送します。

次回裁判 裁判所が移転 お間違いなく!

10月に、二回開かれることになりました。

10月19日(金) 10:00~ 101号法廷

10月25日(木)

時間未定(9月21日の進行協議にて決定)

6名の内3名の教官の尋問(残りの3名は後日決定)

※福岡地裁は、**六本松に移転**。

【新庁舎の住所】 ☎092-781-3141

〒810-0044福岡市中央区六本松4丁目2番4号

○地下鉄 博多駅から六本松駅約30分

(六本松駅①番出口から徒歩約3分)

※天神駅から天神南駅は乗り換え(徒歩約10分)

※天神南駅から六本松駅(約8分)

○バス 博多駅から六本松バス停約25分

(六本松バス停から約3分)

殴る暴行の後、原告家族の訴えにより被告Uは教官に注意されています。注意された後にやり始めたのがセクハラ虐待です。セクハラなら原告が明らかに出来ないだろうとふまえて、やったのではないか。セクハラ虐待は何回やったかの間に、3回程度と答えました。(原告は2ヶ月にわたり16回ほど続いたと述べています。)なぜやったのかとの尋問に、「詳しくは覚えていないが、おかわりを用意するように頼んでいたがしていなかった。他は覚えていない。」自分も1年時にはやられた。痛いと答えています。セクハラ行為と思わなかったのかの間に、「当時はそう思っていなかった。」羞恥心を傷つける目的はどの問いに、「あった。」と。屈辱感を与える目的はと問われ、「そこまで悪意は持っていない。」と答えました。チグハグな矛盾した証言だと感じました。

～パンフレット販売中～

原告の母の講演内容をパンフレットにまとめました。1冊100円で販売し、売上は裁判費用に当てています。

ご協力をお願いします。

❁**、💖❁**、💖

カンパ振込先

郵便総合講座 たんぽぽの会

(防大裁判の原告を支える市民の会)

店番748 普通預金8941260

※郵便講座をお持ちの方はATMから手数料無料です。

※赤の振込用紙は手数料無料です。

※振込用紙にメールアドレス明記の方、たんぽぽ便りを送付します。

♣️🍀🍀🍀🍀🍀🍀🍀🍀🍀🍀

傍聴や財政支援を、よろしくをお願いします。

